

# 指定施業要件変更予定告示附属明細書

(令和6年10月1日付け兵庫県告示第926号附属)

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町海上字口西山1478・1478の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
    - イ 立木の伐採の限度
      - (ア) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区岸田川区域の水源の涵養のために指定された保安林 (当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。)のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林 (保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。)及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢 (これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢)に相当する数で除して得た面積 (以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。  
岸田川区域とは、次の地域をいう。  
美方郡新温泉町
      - (イ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町久斗山字宮ノ向1968、1969、字下ノ谷1980、1983、1993の1から1993の8まで、1993の14から1993の20まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮ノ向1968・字下ノ谷1993の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - (ア) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区岸田川区域の土砂の流出の防備のために指定された保安林 (当該保安林が2以上あるときはその

集団。以下(ア)において同じ。)のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林(保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。)及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢(これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢)に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。

岸田川区域とは、次の地域をいう。

美方郡新温泉町

- (イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、5ヘクタールとする。
- (ウ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。  
択伐率30%
- (エ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
- (オ) 人工植栽に係る立木の伐採跡地には、満1年生以上のスギ・ヒノキ・マツの苗を、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、おおむね1ヘクタール当たり3000本以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。  
(「次の図」は保安林指定調査地図のとおり。)